

大阪府住宅供給公社 広報誌等制作業務 仕様書

1. 業務概要

受託者は、公社賃貸住宅入居者向け広報誌「すまいる」（以下、広報誌「すまいる」という）の第27号（令和8年4月発行）から第34号（令和10年1月発行）の計8回及び社内報「窓」の第21号（令和8年5月発行）から第24号（令和9年11月発行）の計4回について、編集・デザイン、記事作成、印刷製本、及び指定場所へ納品・配布を行う。

2. 基本的な方向性

（1）広報誌「すまいる」

読者（公社賃貸住宅入居者）と公社をつなぐコミュニケーションツールとして、以下の方向性に沿って制作すること。

- ① 写真やイラストを多く取り入れ、見やすい文字フォントを採用するなど、幅広い年齢層の読者にも読みやすくわかりやすい誌面作りに配慮すること。
- ② 読者に対して伝えたいことを明確にし、また、読者の感想や要望も反映し、読者が興味を持ち、読みたくなるような記事を作成すること。
- ③ 公社の取り組みやメッセージ、公社賃貸住宅の魅力を強く発信することにより、読者が公社をより身近に感じ、愛着を持てるような誌面内容とすること。

（2）社内報「窓」

職員の帰属意識向上及び社内コミュニケーションの活性化を目的として、以下の方向性に沿って、テーマを提案し、制作すること。

- ① 人（職員）にフォーカスするなど、職員のモチベーションを高められるような記事を作成すること。
- ② 事業内容・各部署の業務内容にもフォーカスし、職員の事業・業務への正しい認識や関心を高め、職員相互の理解を深められるような記事を作成すること。
- ③ 社内コミュニケーションのきっかけとなるような内容とすること。

3. 基本仕様

（1）広報誌「すまいる 第27号」（令和8年4月下旬発行）

広報誌「すまいる 第28号」（令和8年7月下旬発行）

広報誌「すまいる 第29号」（令和8年10月下旬発行）

広報誌「すまいる 第30号」（令和9年1月下旬発行）

広報誌「すまいる 第31号」（令和9年4月下旬発行）

広報誌「すまいる 第32号」（令和9年7月下旬発行）

広報誌「すまいる 第33号」（令和9年10月下旬発行）

広報誌「すまいる 第34号」（令和10年1月下旬発行）

①部数 19,500部

②印刷色 4色カラー

③サイズ A4判

④ページ 両面 8ページ（表紙・裏表紙含む）

⑤加工 中綴り製本 ※懸賞応募用の専用ハガキを綴じ込むこと

- ⑥用 紙 誌面： コート 四六判 68 kg相当
ハガキ： 上質紙 四六判 135 kg相当

- (2) 社内報「窓 第21号」(令和8年5月下旬発行)
社内報「窓 第22号」(令和8年11月下旬発行)
社内報「窓 第23号」(令和9年5月下旬発行)
社内報「窓 第24号」(令和9年11月下旬発行)

①規 格 デジタル版 4色カラー

②サイズ A3判 2面

4. 作業内容

I. 広報誌「すまいる」

(1) 編集業務

発行時期の約2か月前に双方の担当者による編集会議を開催し、決定した編集方針に沿って、すべての面で原稿整理、紙面デザイン・レイアウト、写真トリミング・補正、図表・イラストなどの作成を行う。(校正：最大 3回 ※色校正は含まない)

※編集会議は単なる編集方針の確認にとどまらず、受託者からの企画提案を積極的に行い、誌面構成等の改善や読者満足度向上に向けた意見交換を行う場とする。

(2) 受託者が企画・編集する記事の作成(4ページ分程度)

① 巻頭2ページ分の特集記事の企画・取材・作成。

＜記事イメージ＞団地にお住まいの方の取り組み紹介、インタビュー記事、団地周辺情報など。

② 途中1ページ分程度のコラム等記事の企画・取材・作成。

＜記事イメージ＞料理レシピ、整理収納など家事に役立つ内容、DIYやグルメ情報など趣味や余暇に役立つ情報など。

③ 1ページ分程度の季節に因んだクロスワードパズル等の作成。

※各記事については、受託者が提案し、公社と打ち合わせを行ったうえで決定する。

※現地取材については、取材日程等必要な事前調整を行ったうえで、公社と打ち合わせを行う。(なお、公社は現地取材先への調整を一切行わない。)

また、取材にかかる費用は委託費に含むものとする。

※記事作成にあたるライターは随時打ち合わせに出席すること。

(3) 公社が提供する原稿・資料等をもとにした記事の作成(2ページ分程度)

(4) 表紙のデザイン

本業務の期間中においては、デザインのテイストを継続すること。また、季節等を考慮し、適宜必要箇所を改めること。表紙の画像は受託者が撮影したもの、ま

たは公社が提供するものを使用し、必要に応じて画像の加工を行うこと。

(5) 校閲（内部校正）

公社が指示した部分以外に、独自に次の視点に注意した内部校正を行うこと。

- ・ 誤字の訂正、脱字の挿入
- ・ 文章表現上の明確な誤りの訂正
- ・ 統一表記の確認
- ・ 文字間の広狭、書体の統一性、デザイン、色合いなどの総合的な調整

(6) 印刷・製本

(7) 納品・配布業務

各号発行月の月末までに当該業務を完了すること。

①公社賃貸住宅入居者宅への投函 18,800 部

※配布開始の約 2 週間前に公社より提供する配布対象住宅の一覧をもとに、公社が指定する配布開始日から 4 日以内に全ての対象住宅へ投函すること。
(集合ポストで可)

②公社各窓口への納品

本 社	400 部
千里センター	150 部
泉北センター	150 部

(8) 進行管理

編集会議の際に工程管理表を提出し、すべての工程における進行管理を行うこと。

II. 社内報「窓」

(1) 編集業務

発行時期の約 2 か月前に双方の担当者による編集会議を開催し、決定した編集方針に沿って、すべての面で原稿整理、紙面デザイン・レイアウト、写真トリミング・補正、図表・イラストなどの作成を行う。(校正：最大 3 回 ※色校正は含まない)

※編集会議は単なる編集方針の確認にとどまらず、受託者からの企画提案を積極的に行い、誌面構成等の改善や読者満足度向上に向けた意見交換を行う場とする。

(2) 企画・取材・記事作成

＜記事イメージ＞新入社員インタビュー記事、事業担当者インタビュー記事など。

※各記事については、受託者が提案し、公社と打ち合わせを行ったうえで決定する。

※現地取材については、取材日程等必要な事前調整を行ったうえで、公社と打ち合わせを行う。(なお、公社は現地取材先への調整を一切行わない。) また、取材にかかる費用は委託費に含むものとする。

※記事作成にあたるライターは随時打ち合わせに出席すること。

(3) 表紙のデザイン

本業務の期間中においては、デザインのテイストを継続すること。また、季節等を考慮し、適宜必要箇所を改めること。表紙の画像は受託者が撮影したものまたは公社が提供するものを使用し、必要に応じて画像の加工を行うこと。

(4) 校閲（内部校正）

公社が指示した部分以外に、独自に次の視点に注意した内部校正を行うこと。

- ・ 誤字の訂正、脱字の挿入
- ・ 文章表現上の明確な誤りの訂正
- ・ 統一表記の確認
- ・ 文字間の広狭、書体の統一性、デザイン、色合いなどの総合的な調整

(5) 納品

電子データにて納品すること。公開用データ (PDF 形式等) を作成し、デジタル記録媒体 (CD-R 等) にて納品すること。社内ホームページへの掲載を考慮し、十分な解像度を有するものとする。

(6) 進行管理

編集会議の際に工程管理表を提出し、すべての工程における進行管理を行うこと。

5. データの納品

Windows 上で読み取り可能な状態に加工した印刷物と同じイメージ (トンボ等なし) の Web 掲載用データ (PDF ファイル)、Illustrator で作成した版下となる AI データをアウトライン化する前後の 2 種類で CD-R 等にて納入すること。

なお、記事内に参照する URL や二次元コードの記載がある場合は、そのリンクを PDF ファイルに埋め込むこと。

※AI データに埋め込まれた画像データを含む。

※本業務において納品された全てのデータについて、必要に応じ加工・修正できるものとする。

※Illustrator のバージョンについては双方で協議する。

6. 著作権等

執筆された原稿、撮影した写真、作成したイラスト・図・表等を含め、全ての著作権については公社に帰属するものとする。また、公社は二次利用を含めて、これらを自由に使用できるものとする。

7. 業務委託料の支払方法

公社は、各号における業務完了後、按分した額の請求書を受理した日から翌月末日までに支払う。

8. 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 受託者は、常に公社と密接な連絡を取り、業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、編集会議等の場において継続的な誌面企画・改善案を提示し、公社とともに読者の関心に沿った内容の充実を図ること。
- (3) 関係法令を遵守して業務を実施すること。
- (4) 公社賃貸住宅入居者向け広報誌「すまいる」については「スマリオブランドサマリー」の内容に沿ったデザインとすること。
- (5) ロゴデザインの使用については「大阪府住宅供給公社 ベーシックデザインシステム」の内容を順守すること。
- (6) 本業務の実施にかかる必要経費は原則受託者の負担とする。
- (7) 受託者は、業務上知り得た個人情報を含む一切の情報について、公社の承認なく第三者に漏らしてはならない。本業務終了後、又は契約解除後においても同様とする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書に関して疑義が生じたときは、その都度誠意をもって双方協議の上、定めるものとする。